平成２４年（フ）第７４０号
埼玉県川越市霞ケ関北６丁目15番地６
債務者　目崎　孝美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７５０号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢356番地７
債務者　江口　三代
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３８３号
埼玉県行田市藤原町２丁目32番地４
債務者　新井　匡央
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２１３７号
札幌市白石区中央１条７丁目３番１号　シュガーハイツ203号
債務者　佐藤　史樹
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２５０号
札幌市白石区平和通10丁目南１番９号
債務者　新海淳之介
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６９号
北海道江別市萌えぎ野西16番地の３
債務者　奥塚めぐみ
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４７４号
札幌市白石区北郷２条３丁目11番37号
債務者　小柳　睦子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４８４号
札幌市東区北42条東１丁目２番10―201号
債務者　駿河　雄輝
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５０４号
札幌市東区北24条東12丁目２番23号　第３新晃マンション１号
債務者　山中　ツル
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５１５号
札幌市東区北13条東10丁目３番27号　ニューシャトーＮｏ２―102号
債務者　藤原　英子（旧姓元木）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５２５号
札幌市東区北10条東17丁目１番20号
債務者　平岡　美緒
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１号
北海道名寄市字智恵文９線北３番地
債務者　高橋　房代
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第２７０号
群馬県富岡市神成811番地
債務者　折茂　一子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４２１号
相模原市中央区相模原４丁目５番２号　ウインベルソロ1005
債務者　朝比奈良一
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４２２号
相模原市中央区千代田３丁目８番10号　ファミーユ千代田201号
債務者　朝比奈君子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４４２号
相模原市中央区田名4620番地１　ニューハイムセキネ202号
債務者　吉田　和雄
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４４７号
相模原市南区相武台団地１丁目５番17―16号
債務者　高橋　弘明
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４４８号
相模原市南区相武台団地１丁目５番17―16号
債務者　高橋　真澄
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部